第148回産業統計部会（書面開催）議事結果

１　日　付　　令和８年10月23日（金）～11月11日（水）

２　出席者

【委　　員】

西郷　浩（部会長）、會田　雅人、二村　真理子

【臨時委員】

小西　葉子、清水　千弘、松下　東子

【専門委員】

川崎　玉恵

【審議協力者】

松田　健太郎、上田　智一

３　議　題　　ガス事業生産動態統計調査の変更について

４　概　要

○　令和８年 10 月２日（金）に開催された第 147 回産業統計部会において、諮問第 211 号「ガス事業生産動態統計調査の変更について」の審議を行った結果、全ての変更内容についてひととおりの審議を終えるとともに、次回の部会で追加説明が求められた事項もなく、変更内容について特段の異論も示されず、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則（平成 19 年 10 月５日統計委員会決定。令和２年４月 17 日最終改正）第７条第２項前段の規定に基づき、第 147 回産業統計部会での議論を踏まえて作成された別紙１の答申案について書面による審議を行ったところ、所属委員等から別紙２の意見が提出されたことから、当該意見を踏まえた別紙３の修正案が、部会長から再度示された。

これに対し、意見は提出されなかったことから、別紙４をもって、第 235 回統計委員会に報告することとされた。

以上

（注）当初案（配布資料と同じ）　　別紙１

諮問第 211 号の答申
ガス事業生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 211 号によるガス事業生産動態統計調査の変更（令和９年４月調査分以降の調査に係る変更）について審議した結果、以下のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月 16 日付け 20260915 資第 13 号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「ガス事業生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

○　報告を求める事項の変更

次世代エネルギーである合成メタン、バイオガス及び水素について、既存の「その他」欄において記載されていたところ、これらの実態を確実に把握するため、回答欄を個別に設けるものであり、報告者に新たな負担を課すものではないこと、また、エネルギー政策の基礎資料等を得ることに資するものであることから、適当であると結論する。

以下において、「ア　変更内容」、「イ　調査実施者による変更の理由等の説明」、「ウ当該結論に至った理由」の順に説明する。

ア　本申請では、令和９年４月調査分以降に実施する本調査において、これまで調査票様式の「その他」に含んでいた、合成メタン、バイオガス及び水素の受入量等の実態を確実に把握するため、**図１**のとおり、回答欄を個別に設ける計画である。

図１　調査事項の追加について

● **調査票様式１－１**

Ⅰ 原料

		液化天然ガス（トン）	天然ガス（立方メートル）	液化合成メタン（トン）	合成メタン（立方メートル）	液化バイオガス（トン）	バイオガス（立方メートル）	液化水素（トン）	水素（立方メートル）	液化石油ガス（トン）	その他（種別：　）（単位：　）
受入	海外購入量										
	国内購入量										
自家生産量											
消費	ガス化用										
	加熱用										
	その他用										
売り渡し	ガス事業者向け										
	その他										
月末在庫											

追加

Ⅱ　ガス生産量及び購入量内訳　　（単位：1，000メガジュール）

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天　然　ガ　ス			
気化後液化合成メタン			
合　成　メ　タ　ン			
気化後液化バイオガス			
バ　イ　オ　ガ　ス			
気化後液化水素			
水　　素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
そ　の　他　ガ　ス			

追加

● 調査票様式１－２

Ⅷ　原料

			液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス	液化水素	液化石油ガス	その他（種別：　）
受入	海外	金額						
	国内	金額						

追加

イ　この変更の背景としては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）に基づき策定された「第７次エネルギー基本計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）において、次世代エネルギーの幅広い分野での活用の推進が掲げられたことが挙げられる。これを踏まえ、経済産業省は、次世代エネルギーの安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要であるとしている。

ウ　これについては、行政上のニーズを踏まえた対応であり、また、既存の「その他」欄において記載されていた合成メタン、バイオガス及び水素について回答欄を個別に設けるものであり、報告者に新たな負担を課すものではないことから、適当である。

なお、審議の過程においては、次の意見が示された。

①　報告者が回答するに当たって実績のない項目を「0」としても空欄にしたままでも良いとすると、当該回答の内容として、実績ゼロと無回答との区別がつかなくなるおそれがあるため、そのような内容を区別できるよう記入方法の指導を徹底すべきである。

②　本件変更に係る個別の回答欄について、実績を報告した事業者数が少ない場合、秘密保護の観点から公表できない事項が生じるといった事態が起こり得るため、例えば、個別の回答欄に対応する内容をまとめて「その他」として表章する等の対応を検討すべきである。

２　統計委員会諮問第 94 号の答申（平成 28 年 11 月 18 日付け統計委第９号）における「今後の課題」への対応状況

今後の課題への対応状況については、業界団体への確認結果、利活用ニーズ等を基に対応が行われたと認められることから、適当と結論する。

以下において、「ア　今後の課題の内容」、「イ　調査実施者による今後の課題の対応状

況等」、「ウ　本委員会の結論」の順に説明する。

ア　本委員会は、前回答申において、以下の課題を示している。

> 調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年１回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

イ　これについて、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、原料やガス生産量・購入量について都道府県別にデータを把握するという想定がないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しいとしている。

また、審議の過程において、新規参入の判断材料として都道府県別の集計を求めるニーズも考えにくいことが確認された。

ウ　これについては、経済産業省において検討を行った結果、報告者においては、都道府県別に管理しておらず、実際、そのように管理するとなると報告者において大きな負担が生じる一方、現在、都道府県別表章について多くのニーズが見込まれないことが確認できたことから、前回答申の「今後の課題」への対応については、適当と判断する。

以上

第 148 回産業統計部会（ガス事業生産動態統計調査・書面開催）　　配布資料の内容等に関する御質問・御意見　記入様式

委員等お名前	二村真理子

資料番号	ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
	２，３	文頭が「これについては」で始まる文章が多いのが少々気になります。2 ページのウについては、「今回の変更は」などで始まる方が分かりやすいのではないでしょうか。また、ウの文章は「であり、」が連続して使われているので、「今回の変更は、行政上のニーズを踏まえた対応であり、また、～～～個別に設けるもので、報告者に新たな負担を課すものではないことから、適当である。」という対案を提示します。（大した指摘ではないので、必ずしも変更に必要は無いと考えています。）	御意見ありがとうございます。いただいた御意見について、部会長に相談し、答申案を修正しました。

委員等お名前	清水千弘

資料番号	ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
	２～３	**（前回答申「今後の課題」（調定数等の都道府県別把握）への対応について）** 答申案の結論（都道府県別の把握は行わない）に賛成する。答申案は原料・ガス生産量等を都道府県別に把握していないという報告者負担の観点のみから説明しているが、前回答申の課題は調定数等の把握であったことから、結論の理由として以下の点を明記してもよいのではないかと考えた。ただし、強い希望ではなく、今一度、統計の性質を理解したうえでの私自身の理解であり、答申書に記入してほしいという希望を持つものではない。あくまでも参考として提出する。そして、西郷部会長にすべて一任する。 **１　本調査の性格との不整合** 本調査は、ガスの原料、生産量・購入量、在庫等を製造所・事業者単位で把握する生産（供給）側の統計である。ガスの供給は導管網・供給区域を単位として行われ、都道府県の境界とは対応しない。このため、原料や生産量・購入量を都道府県別に按分しても経済的に意味のある数値とはならない。また、調定数等の需要家側の情報を都道府県別に把握することは、本調査の目的・体系に整合しない。 **２　地域別のニーズは別の統計で満たすべきであること** 地域別のガス消費量、需要家数、価格等は需要側の情報であり、需要側の統計や行政記録情報の活用により把握するのが筋である。月次の基幹統計調査である本調査に、報告者負担を課して追加すべきものではない。 **３　要求そのものの意義が小さいこと** 前回答申から約８年が経過し、ガス小売全面自由化後においても、本調査で都道府県別表章を必要とする具体的な利活用ニーズは顕在化していない。都道府県別の把握という要求自体の意義が小さいと考えられることから、本課題は今回の対応をもって終了とすることが適当である。	御意見ありがとうございます。部会長に相談し、いただいた御意見を踏まえ、答申案を修正しました。

（注）御意見等を踏まえた修正案（２～３ページのハイライトが主な修正部分）　**別紙３**

諮問第 211 号の答申
ガス事業生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 211 号によるガス事業生産動態統計調査の変更（令和９年４月調査分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月 16 日付け 20260915 資第 13 号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「ガス事業生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

○　報告を求める事項の変更

次世代エネルギーである合成メタン、バイオガス及び水素について、既存の「その他」欄において記載されていたところ、これらの実態を確実に把握するため、回答欄を個別に設けるものであり、報告者に新たな負担を課すものではないこと、また、エネルギー政策の基礎資料等を得ることに資するものであることから、適当であると結論する。

以下において、ア　変更内容、イ　調査実施者による変更の理由等の説明、ウ　当該結論に至った理由の順に説明する。

ア　本申請では、令和９年４月調査分以降に実施する本調査において、これまで調査票様式の「その他」に含んでいた、合成メタン、バイオガス及び水素の受入量等の実態を確実に把握するため、**図１**のとおり、回答欄を個別に設ける計画である。

図１　調査事項の追加について

● **調査票様式１－１**

Ⅰ 原料

		液化天然ガス（トン）	天然ガス（立方メートル）	液化合成メタン（トン）	合成メタン（立方メートル）	液化バイオガス（トン）	バイオガス（立方メートル）	液化水素（トン）	水素（立方メートル）	液化石油ガス（トン）	その他（種別：　）（単位：　）
受入	海外購入量										
	国内購入量										
自家生産量											
消費	ガス化用										
	加熱用										
	その他用										
売り渡し	ガス事業者向け										
	その他										
月末在庫											

追加

Ⅱ　ガス生産量及び購入量内訳　　（単位：1，000メガジュール）

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天　然　ガ　ス			
気化後液化合成メタン			
合　成　メ　タ　ン			
気化後液化バイオガス			
バ　イ　オ　ガ　ス			
気化後液化水素			
水　　素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
そ　の　他　ガ　ス			

追加

● 調査票様式１－２

Ⅷ　原料

			液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス	液化水素	液化石油ガス	その他（種別：　）
受入	海外	金　額						
	国内	金　額						

追加

イ　この変更の背景としては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）に基づき策定された「第７次エネルギー基本計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）において、次世代エネルギーの幅広い分野での活用の推進が掲げられたことが挙げられる。これを踏まえ、経済産業省は、次世代エネルギーの安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要であるとしている。

ウ　今回の変更は、行政上のニーズを踏まえた対応であり、また、既存の「その他」欄において記載されていた合成メタン、バイオガス及び水素について回答欄を個別に設けるもので、報告者に新たな負担を課すものではないことから、適当である。

なお、審議の過程においては、次の意見が示された。

①　報告者が回答するに当たって実績のない項目を「０」（ゼロ）としても空欄にしたままでも良いとすると、当該回答の内容として、実績ゼロの回答と無回答との区別がつかなくなるおそれがあるため、そのような内容を区別できるよう、報告者に対し、調査票の記入要領等において記入方法について明確に説明がなされるべきである。

②　本件変更に係る個別の回答欄について、実績を報告した事業者数が少ない場合、秘密保護の観点から公表できない事項が生じるといった事態が起こり得るため、報告された実績が漏れることなく統計として公表されるよう、表章上適切な対応を検討すべきである。

２　統計委員会諮問第 94 号の答申（平成 28 年 11 月 18 日付け統計委第９号）における「今後の課題」への対応状況

今後の課題への対応状況については、業界団体への確認結果、利活用ニーズ等を基に対応が行われたと認められることから、適当と結論する。

以下において、ア　今後の課題の内容、イ　調査実施者による課題への対応状況等、ウ　本委員会の結論の順に説明する。

ア　本委員会は、前回答申において、以下の課題を示している。

> 調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年１回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

イ　これについて、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、原料やガス生産量・購入量について都道府県別にデータを把握するという想定がないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しいとしている。

また、審議の過程において、新規参入の判断材料として都道府県別の集計を求めるニーズも考えにくいことが確認された。

ウ　これについては、経済産業省において検討を行った結果、報告者においては、都道府県別に管理しておらず、実際、そのように管理するとなると報告者において大きな負担が生じる一方、現在、都道府県別表章について多くのニーズが見込まれないことが確認できたこと、本調査の報告者が生産（供給）側である事業者であることに照らしてみても都道府県別の表章は必ずしも求められているものではないとも考えられることから、前回答申の「今後の課題」への対応については、適当と判断する。

以上

（注）委員会に報告する答申案　　別紙４

諮問第 211 号の答申
ガス事業生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第 211 号によるガス事業生産動態統計調査の変更（令和９年４月調査分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月 16 日付け 20260915 資第 13 号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「ガス事業生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（２）理由等

○　報告を求める事項の変更

次世代エネルギーである合成メタン、バイオガス及び水素について、既存の「その他」欄において記載されていたところ、これらの実態を確実に把握するため、回答欄を個別に設けるものであり、報告者に新たな負担を課すものではないこと、また、エネルギー政策の基礎資料等を得ることに資するものであることから、適当であると結論する。

以下において、ア　変更内容、イ　調査実施者による変更の理由等の説明、ウ　当該結論に至った理由の順に説明する。

ア　本申請では、令和９年４月調査分以降に実施する本調査において、これまで調査票様式の「その他」に含んでいた、合成メタン、バイオガス及び水素の受入量等の実態を確実に把握するため、**図１**のとおり、回答欄を個別に設ける計画である。

図１　調査事項の追加について

● **調査票様式１－１**

Ⅰ 原料

		液化天然ガス（トン）	天然ガス（立方メートル）	液化合成メタン（トン）	合成メタン（立方メートル）	液化バイオガス（トン）	バイオガス（立方メートル）	液化水素（トン）	水素（立方メートル）	液化石油ガス（トン）	その他（種別：　）（単位：　）
受入	海外購入量										
	国内購入量										
自家生産量											
消費	ガス化用										
	加熱用										
	その他用										
販売	ガス事業者向け										
	その他										
月末在庫											

追加

Ⅱ　ガス生産量及び購入量内訳　　（単位：1，000メガジュール）

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天　然　ガ　ス			
気化後液化合成メタン			
合　成　メ　タ　ン			
気化後液化バイオガス			
バ　イ　オ　ガ　ス			
気化後液化水素			
水　　素			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
そ　の　他　ガ　ス			

追加

● 調査票様式１－２

Ⅷ　原料

			液化天然ガス	液化合成メタン	液化バイオガス	液化水素	液化石油ガス	その他（種別：　）
受入	海外	金額						
	国内	金額						

追加

イ　この変更の背景としては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）に基づき策定された「第７次エネルギー基本計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）において、次世代エネルギーの幅広い分野での活用の推進が掲げられたことが挙げられる。これを踏まえ、経済産業省は、次世代エネルギーの安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、これらの実態を的確に把握することが必要であるとしている。

ウ　今回の変更は、行政上のニーズを踏まえた対応であり、また、既存の「その他」欄において記載されていた合成メタン、バイオガス及び水素について回答欄を個別に設けるもので、報告者に新たな負担を課すものではないことから、適当である。

なお、審議の過程においては、次の意見が示された。

①　報告者が回答するに当たって実績のない項目を「０」（ゼロ）としても空欄にしたままでも良いとすると、当該回答の内容として、実績ゼロの回答と無回答との区別がつかなくなるおそれがあるため、そのような内容を区別できるよう、報告者に対し、調査票の記入要領等において記入方法について明確に説明がなされるべきである。

②　本件変更に係る個別の回答欄について、実績を報告した事業者数が少ない場合、秘密保護の観点から公表できない事項が生じるといった事態が起こり得るため、報告された実績が漏れることなく統計として公表されるよう、表章上適切な対応を検討すべきである。

２　統計委員会諮問第 94 号の答申（平成 28 年 11 月 18 日付け統計委第９号）における「今後の課題」への対応状況

今後の課題への対応状況については、業界団体への確認結果、利活用ニーズ等を基に対応が行われたと認められることから、適当と結論する。

以下において、ア　今後の課題の内容、イ　調査実施者による課題への対応状況等、ウ　本委員会の結論の順に説明する。

ア　本委員会は、前回答申において、以下の課題を示している。

> 調定数等を都道府県別に把握することについては、今後のガス小売全面自由化の進展状況を踏まえ、報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年１回の調査事項として追加する等、その把握可能性について、引き続き検討することが必要である。

イ　これについて、経済産業省は、業界団体を通じて確認を行ったところ、各事業者とも使用場所の住所などのデータは保持しているが、原料やガス生産量・購入量について都道府県別にデータを把握するという想定がないため、報告者負担を考えると、調査事項として追加することは難しいとしている。

また、審議の過程において、新規参入の判断材料として都道府県別の集計を求めるニーズも考えにくいことが確認された。

ウ　これについては、経済産業省において検討を行った結果、報告者においては、都道府県別に管理しておらず、実際、そのように管理するとなると報告者において大きな負担が生じる一方、現在、都道府県別表章について多くのニーズが見込まれないことが確認できたこと、本調査の報告者が生産（供給）側である事業者であることに照らしてみても都道府県別の表章は必ずしも求められているものではないとも考えられることから、前回答申の「今後の課題」への対応については、適当と判断する。

以上